

横浜市鶴見区特化型地域ポータルサイトこれつる～日日是つるみ～掲載基準

(総則)

横浜市鶴見区特化型地域ポータルサイト「これつる～日日是つるみ～」への広告・記事掲載の可否決定権は、原則として運営元となる株式会社野路・横浜市鶴見区特化型地域ポータルサイトこれつる～日日是つるみ～(以下、「当サイト」という)が保有します。

掲載を承諾または拒否した広告・記事について、当サイトはその理由を説明する義務を負いません。

当サイトに申し込まれた広告についての一切の責任は、広告主が負うものとします。

本書の掲載基準を満たさなくても、当サイトの個別判断により、掲載可とされる場合、また掲載基準を満たしていても、当サイトの個別判断により掲載不可とされる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

この基準は、パートナー登録における掲載記事、当サイト編集部による取材広告記事、外部委託ライターによる記事等、当サイトに掲載するすべての内容に該当するものとします。

なお、掲載・審査基準については、予告なく随時見直しを行います。

【掲載基準】

1. 広告・記事掲載全般に関すること

第1条 原則として当サイトは、広告等掲載主の表現の自由を束縛するものではないが、以下の各項目に該当する日本国憲法並びに法律、自治体の定める条例等に反するような類の広告・記事は掲載不可とする。

- (1) 責任の所在が不明確と判断される広告・記事
- (2) 内容及び、掲載の目的が不明瞭な広告・記事
- (3) 広告内容に虚偽、または誤認・錯誤されるおそれのある広告・記事
- (4) 最大級や絶対的表現等、公正・客観的な根拠なく誇大に謳っている広告・記事
- (5) 施行中の各関係法規・条例・業界規制等に違反、または違反する可能性のある広告・記事
- (6) その他、当サイト並びにメディアの品位を損なうと判断される広告・記事

第2条 以下に掲げる項目の公序良俗に反する内容のある広告・記事は掲載しない。

- (1) あらゆる犯罪または類似行為等において、それを肯定・美化する表現・内容
- (2) 性に関する表現等で、青少年の保護育成に反すると思われる内容
- (3) 醜悪、残虐、猟奇的な表現等で、閲覧者に不快感を与えるおそれのある内容
- (4) 非科学的、迷信に類するもので、閲覧者を感わせたり不安を与える可能性のある内容
- (5) 社会的秩序を乱すおそれがある内容
- (6) 社会的に不適切と判断される内容
- (7) その他、当サイト並びにメディアに不適切と判断される内容

第3条 以下に掲げる各項目に該当する基本的人権を侵害する内容の広告・記事は掲載しない。

- (1) 人権侵害、名誉毀損及び各種差別的な表現、またそのように捉えられる内容
- (2) 理由にかかわらず第三者を誹謗、中傷又は排斥する表現、またそのように捉えられる内容
- (3) 許可なく第三者の氏名、写真、談話及び商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの、またはプライバシー等を侵害するもの又は侵害するおそれがある表現・内容
- (4) その他、施行中の各関係法規・条例・業界規制等に違反、または違反する可能性のある内容

第4条 著作権・商標権・肖像権等に関し、以下の項目に該当する内容の広告・記事は掲載しない。

- (1) 氏名、写真、談話および肖像、商標、著作物等を無断で使用した広告・記事
- (2) オリンピックや国際博覧会、赤十字協会におけるマーク、標語、呼称等を、正当な許可なく無断で使用した広告・記事
- (3) その他、施行中の各関係法規・条例・業界規制等に違反、または違反する可能性のある内容

第6条 当サイトの判断によること

- (1) その他、当サイトが、掲載を不相当と判断した場合は、理由を述べずに、掲載を拒否することができるものとする

2. 広告・記事掲載することができない業種又は業者

第1条 次に掲げる業種又は業者の広告・記事は、掲載しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号) 第2条第5項の規定により風俗営業と規定されている業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者
- (4) たばこその他市民の健康上、好ましくないと思われるもの
- (5) ギャンブル(公営競技及び宝くじを除く)に係るもの
- (6) 医療、医薬品、化粧品等の広告で医療法、薬事法等に抵触するもの
- (7) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (8) 消費者金融
- (9) 債権の取立て、示談の引受け等を業とするもの
- (10) 商品先物取引に関するもの

- (11) 各種法令に違反しているもの
- (12) 民事再生法、会社更生法による再生又は更生の手続中の事業者
- (13) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (14) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (15) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種又は事業者
- (16) その他広告として掲載することが不相当であると認められるもの

3. 個別の基準

第1条 この基準に規定するもののほか、当サイトおよび広告媒体等の性質に応じて必要な場合には、広告内容およびデザイン等に関する個別の基準を設ける。

附 則

この基準は、2022年12月9日から施行する。